

事務連絡
令和3年1月13日

各 都道府県 高齢者保健福祉主管課 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課

新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応について（再徹底）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、多くの高齢者の方々が、外出を控え、居宅で長い時間を過ごす生活が長期化することが想定されます。そのため、養護者の生活不安やストレスの増加が予想され、高齢者を取り巻く家庭内での人間関係、養護者の介護疲れなどの要因が影響し、高齢者虐待の発生・深刻化が懸念される所です。

この点、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」「（6）その他重要な留意事項1）偏見・差別等への対応、社会課題への対応等⑥」において、「政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う」とされていることから、令和2年4月28日付け事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応について」でお示しした留意事項を再度お示ししますので、市町村が高齢者虐待の防止・虐待対応を、関係者とも連携しつつ適切な支援を行うよう、都道府県においては管内の市町村に周知徹底を図るとともに、「高齢者権利擁護等推進事業」等も活用しながら必要な支援をお願いいたします。

記

- 1 高齢者虐待の発生・深刻化の防止の観点から、高齢者虐待防止に向けた啓発に取り組むことや在宅の一人暮らし高齢者等の地域での見守りとともに、養護者が地域で孤立化しないよう、高齢者と同居する家族等の状況、適切な介入の必要性等の状況を勘案し、適切に見守り等を実施すること。
- 2 外出自粛要請が長期化することで、高齢者本人や同居する家族等の負担が増すことにより、高齢者虐待が発生し深刻化するリスクが高まることが考えられることから、例えば、介護保険サービス等の利用が減り代替サービスの利用がない、サービスの利用を増やすことが必要だが困難であることなどの状況が把握されている場合については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等による訪問や電話等での状況確認

や、フォーマル・インフォーマルサービスを含めた代替サービス活用の可能性を検討すること。

- 3 高齢者の保護や虐待の事実確認等、市町村等が行う養護者及び養介護施設従事者虐待対応に困難が生じる場合は、都道府県や関係団体などと連携・協働し対応すること。

※ 訪問については、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行った上で実施するよう職員、事業者等に周知徹底していただくほか、電話やメール等による方法を適宜活用してください。

| |
|--|
| (問合せ先) 厚生労働省老健局高齢者支援課 TEL : 03-5253-1111 課長補佐 越田 (内線3966) 高齢者虐待防止対策専門官 乙幡 (内線3995) |
|--|